

1 売買取引の方法

- (1) 卸売業者は、売買取引の方法が、せり売又は入札による方法による場合は、仲卸業者及び売買参加者以外の者に対して卸売をしてはならない。
- (2) 卸売業者は、市場において行う卸売については、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる売買取引の方法によらなければならない。
 - ① 別表第1に掲げる物品 せり売又は入札の方法
 - ② 別表第2に掲げる物品 毎日の卸売予定数量のうち要綱で定める割合に相当する部分についてはせり売又は入札の方法、それ以外の部分についてはせり売若しくは入札の方法又は相対取引
 - ③ ①及び②以外の物品 せり売若しくは入札の方法又は相対取引
- (3) 卸売業者は、(2)－①及び(2)－②に掲げる物品（(2)－②に掲げる物品にあつては、一定の割合に相当する部分に限る。）については、次のいずれかに該当する場合は、相対取引の方法によることができる。ただし、この場合において、卸売業者は、定めるところにより、市長に報告をしなければならない。
 - ① 災害が発生した場合
 - ② 入荷が遅延した場合
 - ③ 卸売の相手方が少数である場合
 - ④ せり売又は入札の方法による卸売により生じた残品の卸売をする場合
 - ⑤ 卸売業者と仲卸業者又は売買参加者との間においてあらかじめ締結した契約に基づき確保した物品の卸売をする場合
 - ⑥ 緊急に出港する船舶に物品を供給する必要があるためその他やむを得ない理由により通常の卸売開始の時刻以前に卸売をする場合
- (4) 卸売業者は、第2項第2号及び第3号に掲げる物品については、次の各号に掲げる場合であつて市長が指示したときは、せり売又は入札の方法によらなければならない。
 - ① 市場における物品の入荷量が一時的に著しく減少した場合
 - ② 市場における物品に対する需要が一時的に著しく増加した場合
- (5) 市長は、第2項第2号の要綱で定める割合を定め、又は変更しようとするときは、市場運営委員会の意見を聴くとともに、その数値を市場内の見やすい場所に掲示するものとする。
- (6) 卸売業者は、第2項第3号に掲げる物品について、販売方法を設定又は変更しようとするときは、その販売方法を卸売場の見やすい場所における掲示等の方法により、関係者に十分周知しなければならない。
- (7) せり売又は入札の方法による卸売の場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、その売買を差し止め、又はせり直し若しくは再入札を命ずることができる。
 - ① 談合その他不正な行為があると認めるとき。
 - ② 不当な値段を生じたとき、又は生ずるおそれがあると認めるとき。
- (8) 卸売業者、仲卸業者、売買参加者又は買出人が次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、売買を差し止めることができる。
 - ① 売買について不正又は不当な行為があると認めるとき。
 - ② 買受代金の支払を怠ったとき。

2 卸売市場における売買取引の支払期日・支払方法等

- (1) 卸売業者は、受託物品の卸売をしたときは、委託者に対して、その卸売をした日の翌日（売買仕切書又は売買仕切金の送付について委託者との特約がある場合には、その特約の期日）までに、当該卸売をした物品の品目、等級、単価（せり売若しくは入札又は相対取引に係る価格をいう。以下この条において同じ。）、数量、単価と数量の積の合計額、当該合計額に消費税等の率を乗じて得た額（当該委託者の責めに帰すべき理由により第20条ただし書の規定による卸売代金の変更をした物品については、当該変更に係る品目、等級、単価、数量、単価と数量の積の合計額並びに当該合計額に消費税等の率を乗じて得た額）、控除すべき委託手数料（卸売業者が卸売のための販売の引受についてその委託者から收受する手数料）及び当該卸売に係る費用のうち委託者の負担となる費用の項目と金額（消費税額及び地方消費税額を含む。）並びに売買仕切金を明記した売買仕切書及び売買仕切金を送付しなければならない。
- (2) 卸売業者は、出荷者等から卸売のために買い付けた物品の引渡しを受けると同時に（出荷者等があらかじめ卸売業者と支払猶予の特約をしたときは、その特約において定められた期日までに）買い付けた物品の代金（買い付けた額に消費税等の率を乗じて得た額を加えた額とする。）を支払わなければならない。
- (3) 卸売業者から物品を買い受けた者は、卸売業者から買い受けた物品の引渡しを受けると同時に（卸売業者があらかじめ卸売業者から物品を買い受けた者と支払猶予の特約をしたときは、その特約において定められた期日までに）買い受けた物品の代金（買い受けた額に消費税等の率を乗じて得た額を加えた額とする。）を支払わなければならない。
- (4) 卸売業者以外の者から物品を買い受けた仲卸業者は、その物品を売り出した者から買い受けた物品の引渡しを受けると同時に（その物品を売り出した者があらかじめ仲卸業者と支払猶予の特約をしたときは、その特約において定められた期日までに）買い受けた物品の代金（買い受けた額に消費税等の率を乗じて得た額を加えた額とする。）を支払わなければならない。
- (5) 仲卸業者から物品を買い受けた者は、仲卸業者から買い受けた物品の引渡しを受けると同時に（物品を買い受けた者があらかじめ仲卸業者と支払猶予の特約をしたときは、その特約において定められた期日までに）支払うよう努めなければならない。
- (6) (1)から(5)における売買取引による買受代金の支払方法については、送金又は現金によるものとする。ただし、その場合に売買取引の当事者間で、支払方法について特約がある場合はその方法によるものとする。

別表第1

品目
船舶から直接入荷されたまぐろ類

別表第2

品目
該当品目なし